

## 災害危険箇所に係る要配慮者利用施設等の把握について

### <現状>

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進に関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律では、災害危険箇所に立地する、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を必要とする者が利用する施設について、警戒避難体制等の防災体制の整備に努め、市町村地域防災計画に位置づけるものとされており、青森市地域防災計画においては、一部の施設のみが掲載されている状況にある。

### <調査について>

平成27年4月より、災害危険箇所に係る要配慮者利用施設等の把握に関する各種調査依頼が青森県よりなされており、災害危険箇所に係る要配慮者利用施設の把握とともに、災害危険箇所への該当施設については、地域防災計画への記載するよう通知がなされたところである。

このことを踏まえ、平成27年3月に青森県にて修正された津波浸水区域のほか、土砂災害や河川氾濫といった災害が発生する恐れがある区域への各種施設等の立地状況について、平成27年度に改めて調査を実施した。

### <調査結果>

平成27年8月1日現在

- ・各種法令に基づき設置されている市内の要配慮者利用施設：1, 185施設
- ・災害危険箇所への立地施設：230施設

(別紙①「要配慮者利用施設等の災害危険箇所への立地状況調査結果」のとおり。)

※調査結果について、地域防災計画資料編に追加し、随時更新していく。

### <立地施設への対応>

災害危険箇所へ立地している施設に対しては、利用している方の円滑かつ迅速な避難を確保するため、各施設に対し注意喚起の文書を送付し、実効的な災害警戒避難体制の確立を促したほか、避難勧告等の防災情報を適切に提供できるよう、各施設との情報伝達体制を整備している。